

倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱

平成13年5月1日告示第276号

(目的)

第1条 この要綱は、倉敷市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務、物品調達その他委託業務（以下「市発注工事等」という。）の適正な執行を確保するため、倉敷市建設工事等暴力団対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、市発注工事等への集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の関係者（以下「暴力団関係者」という。）の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び必要な措置を講じるものとする。

- (1) 指名入札等から暴力団関係者等が関与する不良業者の排除に関すること。
- (2) 暴力団関係者が関与する不良業者に係る情報の入手及び確認に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、会長、会長代理及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長代理がその職務を代理する。
- 4 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 対策会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 急施を要し、会議を開くいとまがないとき又は事案の内容が軽微であるときは、委員に回議して会議に代えることができる。

(運営)

第5条 対策会議は、警察等と密接な連携のもとに運営するものとし、必要に応じて警察等に参加を求め、意見を聞くことができる。

2 対策会議は、関係官公庁その他の機関から暴力団関係者に関する情報の提供があったときは、必要に応じて、警察等にその情報の確認を求めるものとする。

3 対策会議は、別表第2の措置事由の認定に当たっては、警察等で事実の確認を行ったのち認定するものとする。

4 対策会議は、大規模工事、社会的反響の大きい工事等暴力団関係者が介入するおそれのある工事等について、発注者、受注業者、警察等による暴力団等排除対策協議会の設立を推進するものとする。

5 対策会議の運営に関するその他の必要事項は、別に定める。

(指名の除外)

第6条 対策会議において、入札参加資格を有する者（共同企業体を含む。以下「登録業者」という。）が、別表第2に掲げる措置事由のいずれかに該当すると認められた場合、市長は、同表の除外期間欄に定めるところにより期間を定め、当該登録業者を指名から除外するものとする。

2 市長は、当該指名除外に係る登録業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名除外の通知)

第7条 市長は、前条の規定により指名の除外を行ったときは、当該登録業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な事由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 指名除外の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、指名除外の期間中の登録業者が、市発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(関係団体への協力要請)

第10条 会長は、第6条の規定により指名の除外が決定されたときは、関係の団体に対して、同様の措置を行うよう協力を求めるものとする。

(不当介入等の際の措置)

第11条 市長は、建設工事等の受注業者から、暴力団関係者により工事の妨害又は不当な介入を受けた旨の申し出を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対して工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第12条 対策会議で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第13条 対策会議の事務局は、総務部契約課に置き、各種事務を処理する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日告示第208号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月8日告示第232号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成17年5月31日告示第367号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(6に限る。)は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第229号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第187号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月10日告示第232号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年4月9日告示第242号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第210号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第176号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第167号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第220号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第226号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第178号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第162号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第205号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会 長	会長代理	委 員
総務局担当副市長	総務局長	環境リサイクル局参与，文化産業局参与，建設局長， 総務部長，総務部参事（不当要求対策担当），工事検査 課長，契約課長

別表第2（第5条，第6条関係）

措置事由	除外期間
1 登録業者若しくは登録業者の役員等が，暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が登録業者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から18箇月以上24箇月以内
2 登録業者又は登録業者の役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月以上18箇月以内
3 登録業者又は登録業者の役員等が，暴力団若しくは暴力団関係者に対して資金等を提供し，又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月以上18箇月以内
4 登録業者又は登録業者の役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
5 登録業者又は登録業者の役員等が，暴力団関係者であることを知りながら，これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
6 登録業者又は登録業者の役員等が，建設工事等の入札，契約又は施工に際し，暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず，遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。	当該認定をした日から6箇月以内